

まちづくりに
もっと関心を持ちましょう！



最近、「協働のまちづくり」という言葉をよく耳にします。私たちのまちが安心安全で住みよい環境になることは、誰もが願っているところです。一方で、行政に対する市民の要望、課題も、増加傾向にあり、すべてを公共サービスに頼るには限界があります。これからは、市民自らが創意工夫して自らの住まちをよくしていくことが求められます。

今回、「協働のまちづくり」を推進するための指針策定を機会に、市では、市民（個人、自治会、職場・職域、ボランティア活動団体など）と行政が相互の立場から地域の課題解決の取り組みを提言しました。

皆さんも「みんなが主役、市民協働のまちづくり」運動に参加していただくようお願いいたします。

南島原市のまちづくりの将来像の実現のためには、市民一人ひとりの力が重要です。これからは、市民と行政がこれまで以上に手と手を取り合って、みんなで協働しながら、誇れるまちづくりに挑戦していくことが重要です。このことから、平成20年3月に策定した南島原市総合計画の基本理念に、「南向きに生きよう」「みんなが主役、市民協働のまちづくり」と掲げました。今回、策定した推進指針は、市民協働のまちづくりの理念や推進する方向性などを取りまとめたものです。

南島原市協働のまちづくり
事業補助金 募集

市民と行政との協働による魅力あるまちづくりを推進するため、市民が主体的に行う公共性・公益性の高いまちづくり事業に対し、南島原市協働のまちづくり事業補助金を交付します。

- 補助金 30万円限度
(補助率は10分の10以内)
- 1次募集期限 6月12日(金)
補助対象事業や申請方法など、詳細は、企画振興部企画振興課にお問い合わせください。



平成21年3月に南島原市協働のまちづくり推進指針を策定しました。
市民と行政が手と手を取り合って
進める南島原市協働のまちづくり

企画振興部 企画振興課 ☎050(3381)5030

講演では、芝生化による子どもたちの運動能力の向上を具体的に説明されました。



講演会の模様

今回のサッカー協会と保育園の「協働」。間違いない、喜んだのは子どもたちです。市サッカー協会は、芝生の良さを知らせることができました。保育園は、過剰しやすい環境を手に入れることができました。そして、何より作業を通じての交流は、関係した一人ひとりにとって何物にもかえがたい経験となりました。

今回のサッカー協会と保育園の「協働」。間違いない、喜んだのは子どもたちです。市サッカー協会は、芝生の良さを知らせることができました。保育園は、過剰しやすい環境を手に入れることができました。そして、何より作業を通じての交流は、関係した一人ひとりにとって何物にもかえがたい経験となりました。



芝生で「ねっころがる」と自然に笑顔！
(新切保育園の子どもたち)

市サッカー協会と保育園の協働
〜グリーンパークプロジェクトの取り組み〜

3月27日(金)、南島原市サッカー協会が、ありえコレシヨホールでグリーンパークプロジェクトの講演会を開催しました。

この事業は、市の「協働のまちづくり事業補助金」の採択を受けたもので、市内の幼稚園、保育園、校庭、広場などを芝生化するために、芝生を市民に知ってもらうと企画したものです。

講演会では、平成20年度にサッカー協会が新切保育園(有家町)、長野保育園(西有家町)と「協働」で取り組んだ園庭の芝生化について、新切保育園の渡邊裕治先生が報告。「猛暑にもかかわらず、芝生のおかげで比較的にすこしやすかった。なにより、緑の中を「はだし」で遊ぶ子どもたちの笑顔は格別です」と満足げに

講演では、芝生化による子どもたちの運動能力の向上を具体的に説明されました。

平成21年度 納税カレンダー (保存版)

納付月	納期限	市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
5月	6月1日(月)		1期分	全期分	
6月	6月30日(火)	1期分			
7月	7月31日(金)				1期分
8月	8月31日(月)	2期分	2期分		
9月	9月30日(水)				2期分
10月	11月2日(月)	3期分	3期分		
11月	11月30日(月)				3期分
12月	12月25日(金) [*]		4期分		4期分
平成22年1月	2月1日(月)	4期分			5期分
2月	3月1日(月)				6期分

※納期限は、毎月15日から月末日までとなっておりますが、月末が土曜日・日曜日・祝日に当たるときはその翌日になります。※ただし、12月は25日(金)までとなっております。

市税の納付は 便利・安心・確実

三拍子そろった口座振替で!!

市内各金融機関に備えてある「預金口座振替依頼書」で手続きができます。(手続きには通帳と届出印が必要です)

軽自動車税の減免申請について

身体などに障害がある人のために使用する軽自動車などで、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免されます。
また、社会福祉法人の所有する車で、専ら本来の事業に利用する軽自動車なども申請により減免されます。

受付期間

5月15日(金)～5月25日(月)

詳しくは税務課または各支所にお尋ねください。

お問い合わせ 市民生活部 税務課 ☎050(3381)5023

自動車税の納期限は6月1日(月)です

自動車税は、お近くの金融機関などで納期限内に納めましょう。コンビニエンスストアでも納付できますのでご利用ください。
※軽自動車税については、コンビニエンスストアでは納付できませんのでご注意ください。



お問い合わせ 県央振興局 税務部 ☎0957(22)0508

